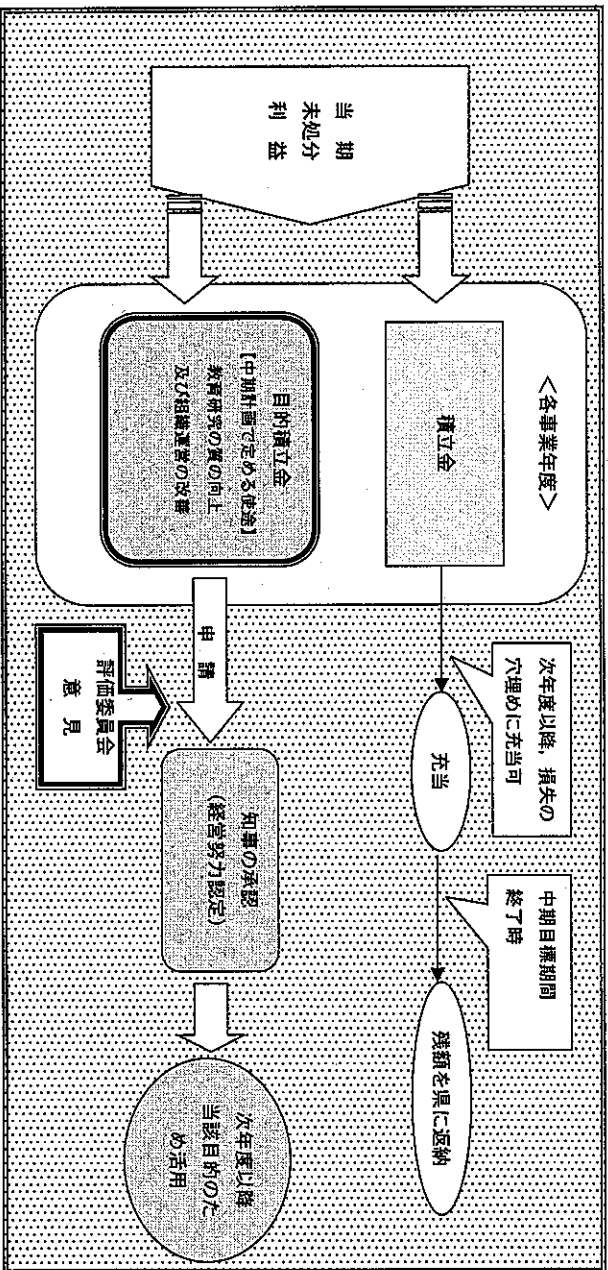


公立大学法人県立広島大学の利益処分に係る知事の承認（経営努力認定）について（案）

剰余金処分の流れ



【経営努力認定の考え方】

① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの
 ⇒ 学生納付金、受託研究収益等
 ⇒ 経営努力により生じたものとして認定する。

② 運営費交付金収益によるもの
 ⇒ 中期計画（年度計画）の記載内容に照らし、本来行うべき業務を効果的に行うために費用が減少し、その結果発生した利益については、原則として経営努力によるものとして認定する。
 （管理的経費の抑制等）

法人決算

収入		支出	
(1) 運営費交付金		費用	
(2) 運営費交付金算定対象収入 （学生納付金等）		(1)・(2)による利益	
(3) 運営費交付金算定対象外 収入（受託研究収入等）		費用	
施設整備費補助金		(3)による利益	
		施設整備費補助金	

注）特定運営費交付金について、剰余金は発生しない。

地方独立行政法人会計基準（第71）における経営努力認定の考え方

- 1 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- 2 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効果的に行うために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
- 3 その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。